

決算不認定に伴う必要と認める措置について

令和 7 年第 5 回阿蘇市議会定例会において、不認定となった「令和 6 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算」について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 233 条第 7 項の規定に基づき、「必要と認める措置」を講じましたので、次のとおりお知らせします。

令和 7 年 10 月 15 日

阿蘇市長 松 嶋 和 子

不認定の理由①

損害賠償履行請求事件に関する弁護士委託料については、令和 6 年 10 月 22 日の臨時会で不承認となったにも関わらず、予備費充用により補正予算額を上回る執行をしており、その後の議会においても一切の説明がなかったため。

経緯①

- ・ 令和 6 年 9 月 6 日 損害賠償履行請求事件(住民訴訟) 第一審判決
- ・ 令和 6 年 9 月 25 日 控訴決定
控訴費用(608 万円)を専決処分
- ・ 令和 6 年 9 月 30 日 弁護士委任契約
- ・ 令和 6 年 10 月 17 日 着手金(5,329,175 円)支払い
- ・ 令和 6 年 10 月 22 日 臨時会にて専決処分の報告(不承認)
- ・ 令和 6 年 10 月 25 日 法律意見書の作成依頼
- ・ 令和 7 年 2 月 27 日 予備費から予算(871,894 円)充用
- ・ 令和 7 年 3 月 13 日 意見書作成費用を含めた精算金(1,622,719 円)支払い

弁護士委託料(控訴対応分)については、委任契約上、年度内に精算手続きを行う必要があり、追加した法律意見書作成費用(110 万円)を支払うため、予備費充用により、予算を執行したものであります。

必要と認める措置①

本件について、議会への報告が遅れたことを重く受け止め、今後、機会を逸することなく議会に報告するよう全庁に周知徹底しました。

不認定の理由②

令和 6 年度から顧問弁護士に選任された当該弁護士が、当時、畜産クラスター裁判に関する外部監査請求を担当しており、その後の住民訴訟における地裁判決や高裁判決と全く異なる見解を示していたことから、顧問弁護士として選任することが不適切であるため。

経緯②

- ・ 令和 4 年 2 月 28 日 個別外部監査による住民監査請求
- ・ 令和 4 年 3 月 16 日 個別外部監査契約
(契約期間：令和 4 年 3 月 16 日～令和 4 年 5 月 13 日)
- ・ 令和 5 年 4 月 28 日 顧問弁護士契約解除
(契約期間：平成 23 年 4 月 1 日～令和 5 年 4 月 28 日)
- ・ 令和 6 年 6 月 6 日 顧問弁護士契約
(契約期間：令和 6 年 6 月 7 日～)

令和 6 年 5 月、市議会を被告とし提起された民事訴訟への対応として、市議会からの早急な顧問弁護士設置の要請を受け、当該年度中に当該弁護士との顧問契約を締結したものであります。

必要と認める措置②

今後、新たな顧問弁護士の選任が生じた場合には、法律上の専門的な見識はもとより行政法務、地域実情への精通度等を総合的かつ重点的に評価、検討することとします。

参 考

地方自治法 抜粋
(決算)

第 233 条

- 7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。